

羽幌町いきいき交流センター指定管理者応募に係る質問及び回答一覧

No.	募集要項該当	質問の要旨	質問の詳細	回答
1	募集要項 5（5）	施設（設備）の改良・修繕について、町としての修繕実施に関する考えをお聞かせいただきたい。	指定管理者と町の責任分担として、施設（設備）の改良・修繕（小規模）は指定管理者、施設（設備）の構造改良及び大規模修繕は町が原則と明記されていますが、本指定管理期間前に予定される大規模修繕の実施予定があれば教えていただきたい。 羽幌町議会においても「経過年数に伴う老朽化が著しい」、「公共施設マネジメント計画を見直す中で、実施内容や時期を総合的に判断していきたい」とのコメントを確認できますが、施設の修繕計画について町の考えをご教示いただきたい。	本指定管理期間前の大規模修繕等の予定はありませんが、令和8年度に大浴場タイル張替修繕、露天風呂修繕、大ホールの暖房設備の修繕等を計画しています。 その他の改修、修繕等については、町全体の公共施設等の新設、大規模改修、解体等について、公共施設マネジメントにおいて中長期的な計画の見直しを行っている最中です。
2	募集要項 5（5）	地震被災など指定管理者の善良な管理の範疇を超えた場合の責任区分を教えてください。	町有施設の火災共済保険加入の欄に（地震による損害は附帯していない）と記載があるが、地震による倒壊、損害が発生した場合はどのような責任区分となるのか。 また、表中責任区分の指定管理者側の△に示されるケースを教えてください。	募集要項5-(5)指定管理者と町の責任分担イでは、「地震等の天災により必要となる大規模な修繕等について、町と指定管理者の協議のうえ負担について決定することとします」となっています。 これに基づき、天災等の不可抗力の発生に起因した改修や損害が発生したときは、当該費用について町と指定管理者が協議のうえ、合理性の認められる範囲で町が負担します。 表中の△については、指定管理者の責による過失の場合、例えば、指定管理者の瑕疵による火災の発生などが想定され、その責は指定管理者に帰するものとします。
3	指定管理者業務仕様書 4（1）キ	指定管理者業務仕様書における「自主事業（独自提案事業）」の範囲や制約を教えてください。	自主事業とはどのような事業を言い、どこまでの範囲が許容されるのかをご教示いただきたい。レストラン営業は宿泊に属する朝食・夕食・宴会以外の営業は自主事業になるのか。展望ラウンジの営業や催事イベント開催などは自主事業になるのか。その際の設備投資などは指定管理者の負担・財産区分となる理解でよろしいか。	レストラン営業はすべて自主事業ではありません。 催事イベント開催は自主事業となり、その際の設備投資などは指定管理者の負担・財産区分となります。 展望ラウンジの営業については、その内容に応じ町と指定管理者の協議により決定します。 なお、自主事業の基本的な考え方は「羽幌町いきいき交流センター指定管理者業務仕様書2いきいき交流センター管理運営に関する基本的な考え方（基本方針）」に基づき実施していただく管理運営に関する業務に支障のない範囲での事業展開をしていただきたいと考えています。なお、具体的に現在計画段階で予定している事業について、あらかじめ判断が必要となる場合は、事前に事業内容を提示していただければ回答します。（質問書提出期限後でも対応します）
4	指定管理者事業計画書	「省エネルギー及び環境に配慮した提案」における設備投資の財産区分を教えてください。	「省エネルギー及び環境に配慮した提案」を記載する項目がございますが、本提案で実施する新規設備投資（例えばボイラーなど）に関しては指定管理者側の負担・財産区分となる理解でよろしいか。	提案内容に応じて、町と指定管理者の協議により決定します。
5	募集要項 6（2）イ②	財産目録がない場合の準ずる書類とはどういったものか教えてください。	財産台帳的なものはあるが膨大な量となるためそれ以外の方法はないか教えてください。	勘定科目明細書など資産の状況が把握できる書類の提出でよろしいです。
6	募集要項 6（2）イ⑥	地方税（町税のみ）の納税証明書とはどういったものを提出すればよいか教えてください。	羽幌町に納税がないため提出不要でよろしいですか。	提出していただく書類は羽幌町の納税証明書となります。ただし、応募資格として募集要項6（1）⑦の要件を満たしていることが必要です。